

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により長与町公共下水道事業計画を変更したいので、同法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により次のとおり公告し、当該公共下水道事業計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該公共下水道事業計画の案について、縦覧期間満了の日までに町に意見書を提出することができる。

平成30年3月9日

長与町長 吉田 慎一

1. 事業計画の名称

長与町公共下水道事業計画 長与処理区

2. 事業計画の変更案に係る事項

- (1) 処理施設調書及び処理施設の敷地内の主要な施設の変更
- (2) 処理施設における水処理方式の変更

3. 縦覧場所

長与町役場水道局下水道課

4. 縦覧期間

自平成30年3月9日、至平成30年3月23日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

5. 縦覧時間

午前9時から午後5時まで